別記第七十九号の四様式を次のように改める。

別記第七十九号の四様式（第五十八条の五関係）

番　　号 年　月　日

日本国政府法務省

口頭意見陳述実施通知書

殿

年　　月　　日付け　　からの

に対する審査請求について、出入国管理及び難民認定法第61条の２の12第６項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法第31条第２項の規定に基づき、　　からの申立てにより、下記のとおり、口頭意見陳述を実施することとしたので、通知します。

なお、申立人が正当な理由なく口頭意見陳述に出頭しない場合、行政不服審査法第41条第２項第２号の規定により、審理手続を終結させることがあります。

口頭意見陳述の実施期日等

期　　日　＿＿＿＿＿＿年　　月　　日　　時　　分＿＿＿＿＿＿

場　　所　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

口頭意見陳述を行う者　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

難民審査参与員

（注）用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

別記第八十三号様式を次のように改める。

別記第八十三号様式（第五十九条関係）

番　号

日本国政府法務省

難民旅行証明書返納命令書

殿

１　氏　　名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　男／女

２　生年月日　＿＿＿＿＿＿＿＿年　　月　　日＿＿＿＿＿＿＿＿

３　国籍・地域　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

４　難民旅行証明書番号　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

出入国管理及び難民認定法第61条の２の15第８項の規定により、あなたの所持する難民旅行証明書を　　年　　月　　日までに返納することを命じます。

指定された期限までに返納しない場合は、出入国管理及び難民認定法第72条第11号の規定により処罰されることがあります。

返納を命じる理由

年　　月　　日

出入国在留管理庁長官

（注）用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。